○総務省令第二十一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表岩手県の項中「宮古市宮町一の三の二九　盛岡地方検察庁宮古支部」とあるのは、「宮古市五月町一の三の二九　宮古市宮町一の三の二九　盛岡地方検察庁宮古支部」と、「釜石市小佐野町三の八の二四　釜石税務署　岩手復興局宮古支所」とあるのは、「釜石市新町六の五〇　岩手復興局釜石支所　釜石市小佐野町三の八の二四　釜石税務署」とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○外務省令第四号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

第二条第二項中「契約」を「賃貸借契約」に改める。

第三条の見出しを「家賃の額の認定」に改め、同条第一項中「から、政令第二条第一項に規定する控除額を控除した額（以下「認定額」という。）」を削り、同条第二項中「認定額」を「家賃の額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　在外職員がその居住する住宅の賃貸人との賃貸借契約により六箇月以上の期間について要する家賃の前払をすることとされ、在外職員が自己資金を任国通貨に交換して前払金として支払う場合の認定額（家賃の額から政令第二条第一項に規定する控除額を控除した額をいう。）は、政令別表第二の住居手当の月額に係る限度額欄の単位（以下「表示通貨」という。）によるものとし、表示通貨への換算は、当該交換した日の換算率によるものとする。

第三条第四項中「前払」を「前払金の支払い」に改める。

第三条の二第一項第一号中「貸主」を「賃貸人」に改める。

第四条第二項中「家賃の前払いを要する地において前項の契約書に一年以上の期間の家賃の前払いが定められている場合で、当該前払い」を「在外職員がその居住する住宅の賃貸人との賃貸借契約により一年以上の期間について要する家賃の前払をすることとされている場合で、当該前払金」に、「当該前払い」を「当該前払金」に改める。

第五条第一項を次のように改め、同条第二項及び同条第三項を削る。

第五条　在外職員が居住する住宅が家具付きである場合には、その家賃から家具相当額として、その家賃の百分の十に相当する額（当該額が外務大臣が定める額を超えるときは、当該外務大臣が定める額）を控除した額をもつて家賃の額とする。

第六条第一項第一号中「家主」を「賃貸人」に、「契約の」を「賃貸借契約の」に改める。

第七条中「宿泊施設」の下に「（以下「ホテル等」という。）」を加える。

第八条第一項を次のように改める。

第八条　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子（主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。）（以下「配偶者等」という。）のいずれをも伴わない在外職員の配偶者等が在外職員より遅れて在勤地に到着し又は配偶者等を伴う在外職員より先に配偶者等が在勤地を離れ配偶者等を伴わなくなつた場合には、配偶者等が在外職員と同一の住宅に居住した日から居住しなくなつた日の前日まで、配偶者等を伴う場合の住居手当を支給する。

第八条第二項第一号及び第二号中「当該在外職員」を「配偶者等のいずれをも伴わない当該在外職員」に、同条第三項中「ホテル又はこれに類する宿泊施設」を「ホテル等」に改める。

第八条の三第一項第一号中「契約期間に係る」を削り、「前払いされている」を「前払金として支払われている」に改める。

第九条第一項中「場合の住居手当は」を「場合において」に、「着後手当」を「日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当する着後手当の支給を受ける場合の住居手当は、着後手当」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十五条の二第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「経費及び」を「経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書及び」に、「教科書」を「小学校等教育施設以外の教育施設における教科書」に改め、同条第二項中「第三号に定める入学料」を「第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）」に、「入学料の額を」を「入学料等の額を」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「一箇月を超える期間を単位として納付する」を「次号に掲げる入学料等以外の」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「入学料」を「入学料等」に改め、同号を同項第二号とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○外務省令第六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。